

平成 28 年 4 月 25 日

平成 28 年（2016 年）熊本地震に係る特例措置等について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

平成 28 年 4 月 14 日に発生した平成 28 年（2016 年）熊本地震により、被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

中小企業退職金共済事業本部は、被災地の早期復旧をお祈りいたしますとともに、大きな被害となっております平成 28 年（2016 年）熊本地震の災害適用地域の中小企業事業主と従業員の皆様の事業・生活の 1 日も早い回復を願い、以下の特例措置を実施いたします。詳しくは下記の問い合わせ先にご相談ください。

[中小企業退職金共済制度特別措置適用地域](#) 

共済契約者（事業主）の皆さまへ

1 掛金の納付期限延長手続について

申出により、中小企業退職金共済制度の掛金の納付期限を最長 1 年間延長することができます。延長できるのは平成 28 年 5 月分から平成 29 年 4 月分です。

- 郵送、FAX による掛金の納付期限延長の申出ができます。
申出ていただく事項は次のものとします。
《申出事項》 共済契約者番号、共済契約者名、住所、電話番号、現在の連絡先（住所及び電話番号）、担当者名、延長期間（開始月及び終了月）
- 関係機関の証明書は不要とします。

掛金の納付期限延長手続についてのお問い合わせ先

契約業務部 収納課

☎ 03-6907-1234（内線：3434～3435）

FAX 03-5955-8217

2 後納による割増金について

上記 1 の申出により納付延長した月分の掛金は、平成 29 年 5 月から平成 30 年 4 月までの期間に納付すれば後納割増金は免除します。

後納による割増金についてのお問い合わせ先

契約業務部 収納課

☎ 03-6907-1234（内線：3434～3435）

FAX 03-5955-8217

3 共済手帳の再発行の手続について

退職金共済手帳の焼失・紛失等の場合は再発行できます。これについては、郵送、FAXによる申出ができます。申出ていただく事項は次のものとします。

《申出事項》 共済契約者番号、共済契約者名、住所、電話番号、担当者名、被共済者氏名、現在の連絡先（住所、電話番号及び送付先）

共済手帳の再発行の手続についてのお問い合わせ先

契約業務部 保全課

☎ 03-6907-1234（内線：3421～3423）

FAX 03-5955-8216

4 ■ 共済契約を続けることが困難な場合 ■

災害により、共済契約を続けることが困難な場合は、下記にお問い合わせください。

共済契約を続けることが困難な場合のお問い合わせ先

契約業務部 契約課

☎ 03-6907-1234（内線：3411・3412）

FAX 03-5955-8214

被共済者（従業員）の皆さまへ

退職金等の請求について

退職金（解約手当金）請求の際に必要な請求書を焼失・紛失した場合等、退職金（解約手当金）請求手続きについてお困りのことがありましたら、中小企業退職金共済事業本部までお問い合わせください。

退職金等の請求についてのお問い合わせ先

給付業務部 給付管理課

☎ 03-6907-1234（内線：3511・3512）

FAX 03-5955-8218